

# 住民税均等割のみ課税世帯分（10万円／1世帯） 子ども加算分（5万円/子ども1人あたり）のご案内

- 物価高騰対策のため、低所得世帯支援枠を追加的に拡大して支援を行います。  
※法律の規定により、差押禁止等及び非課税の対象となります。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

## 物価高騰対策給付金（住民税均等割のみ課税世帯分）

### 【支給対象】

- 令和5年12月1日（基準日）において、三種町に住民登録があること
- 世帯全員が令和5年度**住民税均等割のみ課税者**と**住民税非課税者**のみで構成される世帯であること  
※令和5年度住民税均等割が非課税である世帯等を対象とした1世帯あたり7万円の給付金を受給されている世帯は対象外です。

### 【支給額】

1世帯あたり**10万円**

## 子ども加算分

### 【支給対象】

- 令和5年12月1日（基準日）において、三種町に住民登録があること
- 世帯全員が令和5年度**住民税非課税世帯**及び**住民税均等割のみ課税者**と**住民税非課税者**のみで構成される世帯のうち、18歳以下の児童（平成17年4月2日以降に生まれた児童）がいる世帯

### 【支給額】

児童1人あたり**5万円**

## 申請方法について

- 令和5年12月1日時点で三種町に住民登録のある世帯あてに確認書が届きますので、書類を確認して返送してください。
- 一部申請が必要な場合がありますので、支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

# 給付金の支給手続き

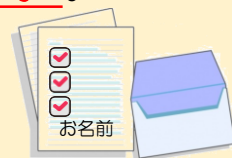
## (1) 確認書が届いた世帯

**世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前から三種町にお住まいの場合**

- 対象となる世帯には、三種町から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 中身を確認して、三種町役場福祉課へ**返信してください**。

【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと



## (2) 確認書が届かなかった世帯（申請が必要な世帯）

**世帯の中に、令和5年1月2日以降に転入した方  
令和5年12月1日以降に生まれた新生児がいる 場合**

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に三種町役場福祉課へ直接または郵送でご提出ください。



**申請期間：令和6年2月19日（月）～令和6年4月30日（火）まで**



## 給付金の支給時期

町が確認書（または申請書）を**受理した日から3週間後**が目安です。

住民税非課税世帯等に対する物価高騰対策給付金の

**「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」**にご注意ください！




自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

## お問い合わせ

**三種町役場 福祉課 地域福祉係**  
〒018-2401 三種町鶉川字岩谷子8番地  
物価高騰対策給付金等給付事業担当

受付時間 平日8:30～17:15

 **0185-85-2190**